

海外出産に係る出産育児一時金支給申請について

新座市の国民健康保険被保険者（出産時に新座市の国民健康保険の資格を有する者）が海外で出産をした場合は、世帯主に対して出産育児一時金が支給されます。

支給金額	500,000円
申請時必要書類	◎資格確認書又は資格情報のお知らせ（又は新座市国民健康保険被保険者証） ◎出入（帰）国日のスタンプ（証印）がある旅券 ※ 旅券で出入（帰）国日の確認ができなければ、航空券その他海外に渡航した事実が確認できる書類 ◎公的機関の発行する出生証明書又は医療機関が発行する出産証明書等の出産の事実の確認できる書類 ◎領収書 ◎出生（産）証明書等及び領収書の和訳 ◎母子手帳 ※ 持っていない場合は御相談ください。 ◎世帯主の金融機関及び口座番号がわかるもの ※ 世帯主以外の名義人の口座に振込みを希望する場合は国民健康保険出産育児一時金支給申請書内の世帯主以外の名義人の口座に振込みを委任する旨の記載がある欄に世帯主の署名及び押印が必要となります。 ◎調査に関わる同意書（市の様式） ◎国民健康保険出産育児一時金支給申請書（市の様式）

※ 出産後、出産された方が日本に帰国・再入国してからの申請となります。

※ 自動化ゲートを使用した等により旅券等で出入（帰）国日の確認ができない場合は、渡航した本人が法務省へ「出入国記録の開示請求」をすることで渡航の事実が確認できますが、手数料が発生します。

※ 出産前に1年以上社会保険に加入した方（被扶養者は除く。）が社会保険脱退後半年以内に出産された場合は、加入していた社会保険に御請求ください。

※ 出産日の翌日から2年を経過すると支給できません。

【問合せ先】新座市役所国保年金課 048-477-1119（直通）